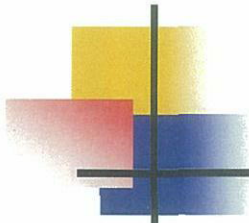


現行の薬価基準制度について

平成19年5月

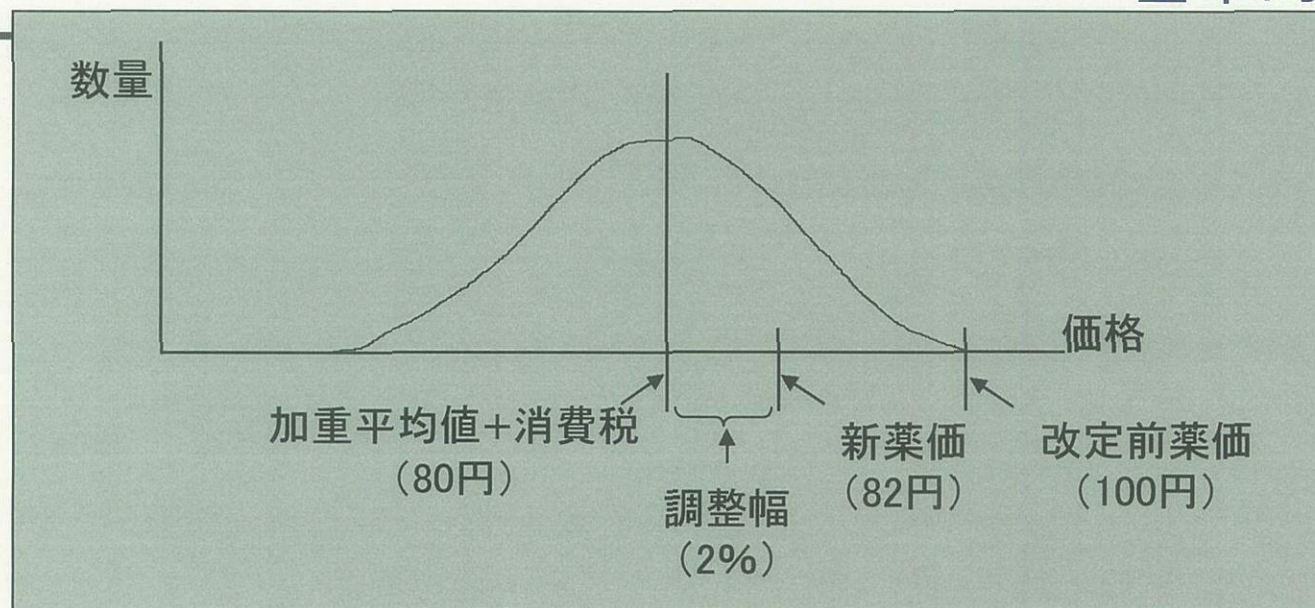


1. 現行薬価基準制度の概要

- ① 薬価基準は、医療保険から保険医療機関や保険薬局（保険医療機関等）に支払われる際の医薬品の価格を定めたもの。
- ② 薬価基準は、平成18年2月15日に中医協がとりまとめた「薬価算定の基準について」に基づき、厚生労働大臣が告示。
- ③ 薬価基準で定められた価格は、医療機関や薬局の実際の購入価格（市場実勢価格）を調査（薬価調査）し、その結果に基づき定期的に改正。

2. 既収載医薬品の薬価算定方式①

～基本的なルール～



卸の医療機関・薬局に対する販売価格の加重平均値(税抜きの市場実勢価格)に消費税を加え、更に薬剤流通の安定のための調整幅(改定前薬価の2%)を加えた額を新薬価とする。

$$\text{新薬価} = \left[\text{医療機関・薬局への販売価格の加重平均値(税抜の市場実勢価格)} \right] \times \frac{1 + \text{消費税率}}{\text{(地方消費税分含む)}} + \text{調整幅}$$



2. 既収載医薬品の薬価算定方式②

～特例的なルール～

- ① 後発品が薬価収載された場合の先発品の薬価引下げ
 - ・ 最初の後発品が薬価収載された後の最初の薬価改定に該当する先発品（希少疾病用医薬品等を除く。）については、基本的なルールによる改定後の薬価から、さらに6～8%引下げ。
- ② 薬価の再算定を行う場合
 - ア) 使用方法、適用対象患者等の変化等により、使用実態が著しく変化し、当初の予想販売量を大幅に超えて販売された医薬品（市場拡大再算定）
 - イ) 主たる効能及び効果の変更がなされた医薬品（効能変化再算定）
 - ウ) 主たる効能及び効果に係る用法又は用量に変更があった医薬品（用法用量変化再算定）
 - エ) 保険医療上の必要性は高いが、薬価が低額であるために製造等の継続が困難である医薬品（不採算品再算定）

3. 新医薬品の薬価算定方式①-1

～基本的なルール～

- 同じ効果を持つ類似薬がある場合には、市場での公正な競争を確保する観点から、新薬の1日薬価を既存類似薬の1日薬価に合わせる(類似薬効比較方式(I))。

A錠 1錠=50円 1日3錠	=	新薬 1錠=X円 1日2錠	1日薬価合わせ $50円 \times 3錠 = X円 \times 2錠$ $X = 75円$
---	---	--	---

類似薬とは、次に掲げる事項からみて、類似性があるものをいう。

- イ 効能及び効果
- ロ 薬理作用
- ハ 組成及び化学構造式
- ニ 投与形態、剤形区分、剤形及び用法

- 当該新薬について、類似薬に比し高い有用性等が認められる場合には、上記の額に補正加算を行う(画期性加算、有用性加算、市場性加算及び小児加算)。

(注)

画期性加算(50～100%):新規の作用機序、高い有効性・安全性、疾病の治療方法の改善

有用性加算(5～ 40%):高い有効性・安全性、疾病の治療方法の改善等

市場性加算(3%, 10%):希少疾病用医薬品等

小児加算(3～ 10%):用法・用量に小児に係るものが明示的に含まれている等

3. 新医薬品の薬価算定方式①-2

～基本的なルール～

○画期性加算 (50～100%)

次の要件を全て満たす新規収載品

- イ. 臨床上有用な新規の作用機序を有すること。
- ロ. 類似薬に比して、高い有効性又は安全性を有することが、客観的に示されていること。
- ハ. 当該新規収載品により、当該新規収載品の対象となる疾病又は負傷の治療方法の改善が客観的に示されていること。

○有用性加算(Ⅰ) (25～40%)

画期性加算の3要件のうち2つの要件を満たす新規収載品

○有用性加算(Ⅱ) (5～20%)

次のいずれかの要件を満たす新規収載品

- イ. 類似薬に比して、高い有効性又は安全性を有することが、客観的に示されていること。
- ロ. 製剤における工夫により、類似薬に比して、高い医療上の有用性を有することが、客観的に示されていること。
- ハ. 当該新規収載品により、当該新規収載品の対象となる疾病又は負傷の治療方法の改善が客観的に示されていること。

○市場性加算(Ⅰ) (10%)

次の要件を全て満たす新規収載品

- イ. 薬事法の規定に基づく希少疾病用医薬品であって、対象となる疾病又は負傷に係る効能及び効果が当該新規収載品の主たる効能及び効果であること。
- ロ. 当該新規収載品の主たる効能及び効果に係る薬理作用類似薬がないこと。

○市場性加算(Ⅱ) (3%)

次の要件を全て満たす新規収載品

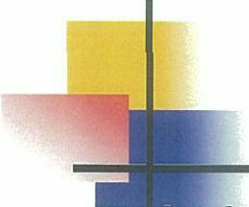
- イ. 当該新規収載品の主たる効能及び効果が、市場規模が小さいものとして別に定める薬効に該当すること。
- ロ. 当該新規収載品の主たる効能及び効果に係る薬理作用類似薬がないこと。

○小児加算 (3～10%)

次の要件を全て満たす新規収載品

- イ. 当該新規収載品の主たる効能及び効果又は当該効能及び効果に係る用法及び用量に小児(幼児、乳児、新生児及び低出生体重児を含む。)に係るものが明示的に含まれていること。
- ロ. 当該新規収載品の主たる効能及び効果に係る薬理作用類似薬(当該効能及び効果に係る用法及び用量に小児に係るものが明示的に含まれているものに限る。)がないこと。

+



3. 新医薬品の薬価算定方式②

～特例的なルール～

- 新規性に乏しい新薬については、過去数年間の類似薬の薬価と比較して、もっとも低い価格とする（類似薬効比較方式（Ⅱ））。
 - 新規性に乏しい新薬：以下の条件をすべて満たすもの
 - 補正加算の対象外
 - 薬理作用類似薬が3つ以上存在
 - 最も古い薬理作用類似薬の薬価収載から3年以上経過
 - 原則として、①又は②のいずれか低い額とする。
 - ① 過去6年間に収載された類似薬の最も安い1日薬価
 - ② 過去10年間に収載された類似薬の1日薬価の平均価格
 - これが、③ 類似薬効比較方式（Ⅰ）による算定額（最類似薬の薬価）を超える場合は、
 - さらに、④ 過去10年間に収載された類似薬の最も安い1日薬価
 - ⑤ 過去15年間に収載された類似薬の1日薬価の平均価格
- を算出し、③～⑤の最も低い額とする。

3. 新医薬品の薬価算定方式③

～特例的なルール～

■ 類似薬がない場合には、原材料費、製造経費等を積み上げる(原価計算方式)。

(例)	①原材料費	(有効成分、添加剤、容器・箱など)
	②労務費	(= <u>4,264</u> <注1> × 労働時間)
	③製造経費	(= ② × <u>1.719</u> <注2>)
	④製品製造(輸入)原価	
	⑤販売費・研究費等	(= (④ + ⑤ + ⑥) × <u>0.377</u> <注3>)
	⑥営業利益	(= (④ + ⑤ + ⑥) × <u>0.192</u> <注4>)
	⑦流通経費	(= (④ + ⑤ + ⑥ + ⑦) × <u>0.076</u> <注5>)
	⑧消費税	(5%)
	合計: 算定薬価	

(下線の数値は、医薬品製造業の平均的な係数を用いることが原則)

<注1> 労務費単価: 「毎月勤労統計調査(平成17年)」(厚生労働省)、

<注2> 労働経費率、<注3> 販売費及び一般管理費率、<注4> 営業利益率: 「産業別財務データハンドブック」(日本政策投資銀行) (平成18年12月発行)

<注5> 流通経費率: 「医薬品産業実態調査報告書(平成17年度)」(厚生労働省医政局経済課)

3. 新医薬品の薬価算定方式④

～外国平均価格調整～

- 類似薬効比較方式(Ⅰ)及び原価計算方式のいずれの場合も、外国価格との乖離が大きい場合には、調整を行う(外国平均価格調整)。

1) 外国平均価格 米、英、独、仏の価格の平均額

2) 調整対象要件

- ・外国平均価格の1.5倍を上回る場合 → 引下げ調整
- ・外国平均価格の0.75倍を下回る場合 → 引上げ調整

(注) 以下の場合等には引上げ調整は行わない。

- ・ 類似薬効比較方式(Ⅱ)(新規性に乏しい新薬)の場合
- ・ 複数の規格があり、外国平均価格と比べて高い規格と低い規格とが混在する場合
- ・ 複数の規格があり、非汎用規格のみが調整の対象となる場合
- ・ 外国平均価格が1ヶ国のみの価格に基づき算出されることとなる場合

1) 1.5倍を上回る場合

$$\left(\frac{1}{3} \times \frac{\text{算定値}}{\text{外国平均価格}} + 1 \right) \times \text{外国平均価格}$$

2) 0.75倍を下回る場合

$$\left(\frac{1}{3} \times \frac{\text{算定値}}{\text{外国平均価格}} + \frac{1}{2} \right) \times \text{外国平均価格}$$

3. 新医薬品の薬価算定方式⑤

～規格間調整～

- 類似薬効比較方式(Ⅰ)、(Ⅱ)の場合には、類似薬の規格間比を求め、規格間比を基に汎用規格の算定額から非汎用規格の薬価を算定する(規格間調整)。

◎A錠の汎用規格(5mg錠)の算定額が174.60円の場合

○類似薬(B錠)

10mg錠; 158.30円(汎用規格)、5mg錠; 82.50円(非汎用規格)

○類似薬(B錠)の規格間比:

$$\log\left(\frac{158.30}{82.50}\right) / \log\left(\frac{10}{5}\right) = \underline{0.9402}$$

汎用規格の
薬価 非汎用規格の
薬価 汎用規格の
成分量 非汎用規格の
成分量

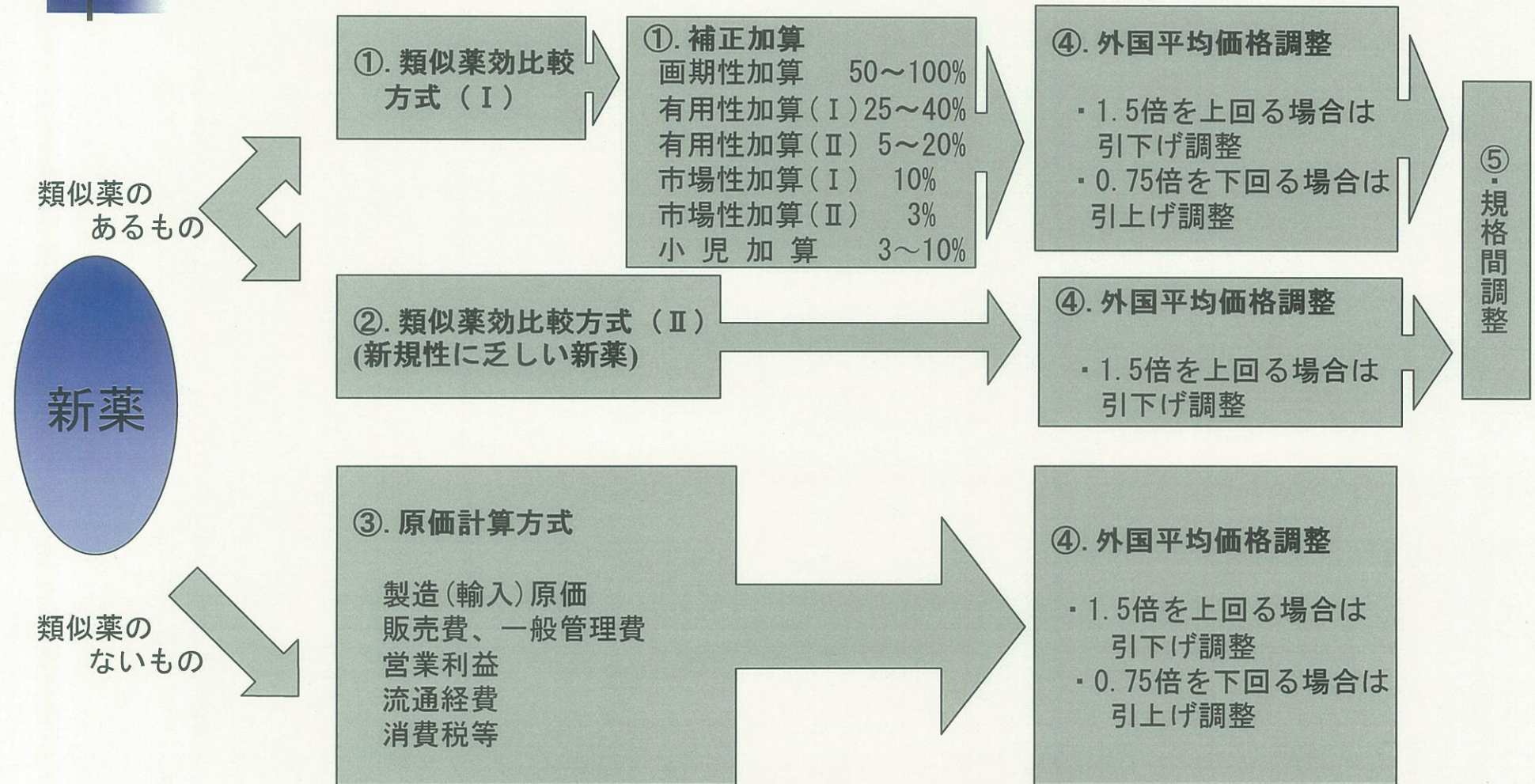
○非汎用規格(2.5mg錠、10mg錠)の算定額

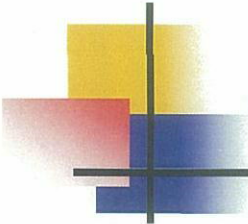
$$\begin{array}{lcl} 2.5\text{mg錠}; & 174.60\text{円} & \times \left(\frac{2.5}{5}\right)^{0.9402} = \underline{91.00\text{円}} \\ 10\text{mg錠}; & 174.60\text{円} & \times \left(\frac{10}{5}\right)^{0.9402} = \underline{335.00\text{円}} \end{array}$$

汎用規格の
算定額 非汎用規格の
成分量 汎用規格の
成分量

3. 新医薬品の薬価算定方式⑥

～まとめ～





4. 新規収載後発医薬品の薬価算定方式

1) 後発品が初めて収載される場合

→ 先発品の薬価の0.7掛けとする。

2) 後発品が既に収載されている場合

→ 最低価格の後発品と同価格とする。

5. 新医薬品の薬価算定のプロセス

